

2019年度 入学生対象「履修要項」変更点

変更箇所	変更前	変更後	変更年月
<p>【27ページ】 第1部 履修の心得 「V. 履修登録」</p>		<p>⑥ 深草・大宮学舎間の連続受講について 原則として、深草学舎と大宮学舎間の連続受講は認められません。ただし、次の場合 に限り、連続受講が認められます。 (1) 2講時と3講時の学舎間連続受講(昼休みを含み移動時間が確保されているため) (2) 演習科目・卒業要件である必修科目・資格取得に関わる必修科目の受講(選択必 修科目は除きます) (3) (2)にかかわらず残りの卒業要件単位からみて選択必修が事実上必修となる科目 の受講 (4) その他、文学部教授会において必要であると認められた科目の受講 連続受講となる科目のうち、1つの時間帯の科目(例:3講時・深草、4講時・ 大宮の場合における、4講時・大宮開講科目)の履修機会が次年度にある場合は、 上記の条件であっても大宮・深草学舎間連続受講を許可しません。卒年次生以外は、 次年度に履修機会があるので、原則として次年度登録をすることとします。</p>	<p>2021年3月</p>